

| 議長 | 局長 | 次長 | 係長 | 事務局員 |
|----|----|----|----|------|
| | | | | |

復命書

平成29年11月24日

三沢市議会議長 小比類巻 正規 殿

議会改革特別委員会

委員長 小比類巻 雅彦

副委員長 春日洋子

委員 佐々木 卓也

委員 瀬崎雅弘

委員 加澤明

委員 西村盛男

委員 山本彌一

委員 堤喜一郎

副議長 太田博之

随行員 田辺正英

" 浪岡光平

平成29年11月14日から平成29年11月16日まで、愛知県岩倉市及び岐阜県可児市において、当委員会の行政視察を実施したので、その概要について下記のとおり復命いたします。

記

視察概要－1【愛知県岩倉市】

1 日 時：平成29年11月15日（水）午前10時00分～11時30分

2 場 所：岩倉市役所7階 第2委員会室

3 対応者：岩倉市議会副議長 梅村均
“ 議員 相原俊一
“ “ 須藤智子
（議会運営委員会委員長）
“ “ 桝谷規子
“ “ 木村冬樹
“ “ 宮川隆
（議会基本条例推進協議会会长）
岩倉市議会事務局 総括主査 寺澤顕

4 観察項目：議会基本条例制定までの経緯及び制定後の運用状況について

5 観察概要：下記のとおり

（1）観察にあたっての挨拶

岩倉市議会 副議長 梅村均 氏
三沢市議会 議会改革特別委員会委員長 小比類巻雅彦

（2）岩倉市の概要及び議会改革への取組み

岩倉市は、愛知県の北西部、濃尾平野のほぼ中央にある市で、北から南へ五条川が流れ、両岸を彩る約1,400本の桜並木はまちの顔となっています。

また市内には、名鉄犬山線が通り、岩倉駅から名古屋駅まで特急約11分のため交通の便の良い都市近郊のまちとなっています。

- ・人口：48,077人（市HP掲載H29.11.1時点）
- ・面積：10.47平方キロメートル

議会改革への取組みとして、岩倉市議会は、平成23年5月1日に議会基本条例を施行しました。この条例を具現化し、さらなる議会改革・活性化推進のため、議員全員による議会改革特別委員会を設置しています。

また、基本条例に規定されている検証作業を年1回以上行う旨の条項に基づき、毎年同委員会にて基本条例に対する検証作業を行っています。

主な議会改革への取組みとしては、議会報告会及び意見交換会の実施、岩倉市議会災害発生時等の活動要綱の制定、一般質問におけるモニターやビデオプロジェクトの活用などが取り組まれています。

（3）視察項目について

※岩倉市の梅村副議長の挨拶時に、本来であれば他市議会からの視察受入時は議員全員で対応する予定なのだが、市議会議長会フォーラム（姫路）に議員が半分程度行ってしまったため今回の受入人数となってしまったとのお話をありました。

① 議会基本条例制定までの経緯について

岩倉市議会は、平成22年5月に「議会基本条例策定・議会改革特別委員会」を委員7名で設置し、21回の会議や5自治体への視察、そして執行機関との意見交換を通じて平成23年3月に「議会基本条例」を可決しました。その後、議員全員参加による「議会改革特別委員会」を立ち上げ、毎年の条例の検証作業はもとより、市長に対する議会事務局の体制強化の申し入れをし、法規に強い職員を1名増員、すでに制定していた政治倫理要綱を条例化、さらに災害時における議会の対応要綱を制定するなど、年々議会改革を議員全員で推進しているとのことです。

② 議会基本条例制定にあたり参考にした事例

条例制定にあたり、参考にした事例としては、条文の骨子部分については菊川市・多摩市、愛知県内で議会基本条例を初制定した西春町からは検証・見直し部分について参考としたそうです。また、県内で議会と首長が対立していると思われる自治体を参照したり、議員同士で話し合う中でより岩倉市らしさを追求した条例づくりを心掛けたとのことです。

③ 議会基本条例制定後の現在の運用状況について

(議会報告会、意見交換会、災害対応、検証作業等)

現在の運用状況については、まず議会報告会・意見交換会に関して、条例制定後毎年行われており、毎回テーマを絞って参加者に興味を持ってもらうような仕組みづくりをしているとのことでした。次に災害対応に関して、議会基本条例に基づき要綱を策定し、議会災害対策本部の設置や情報収集・情報提供方法等のルール作りを進めたとのことです。そして、検証作業に関して、年度終了後に特別委員会（議会基本条例検証特別委員会）を設置し、条文ごとにおよそ1か月かけて毎年検証しているとのことです。

④ 議会基本条例に付随する要綱等の制定方法及び内容

要綱等については、基本条例に付随するものとしては、「議会報告会実施要綱」、「災害発生時の活動要綱」、「協議会の運営に関する要綱」そして「請願書及び陳情書取り扱いに関する要綱」があり、政治倫理に関する要綱については、政治倫理条例として策定しなおしたとのことです。

⑤ 今後の検討課題等について

今後の検討課題としては、「行政評価のあり方」や「機能強化の取り組み」、「IT化」について現在挙げられているとのことで、毎年検証することによって見えたかった課題や時代の流れによる課題等が見えてくるため、意見交換会や議会活動を通じて検討していきたいとのことです。

(4) 視察時の各委員からの質疑（抜粋）

瀬崎委員Q：基本条例制定後の意見交換会によって規程等を改正したか？

A：直接的に意見を反映させた改正は行っていないが、出てきた意見をもとに委員会において検証、改正が必要な場合は改正を行っている。

堤委員Q：議会基本条例の事務局強化の規定について、現状はどうか？

A：執行部へ申し入れ（現時点で2回）を行っており、法規経験職員を1名増員したが、まだまだ進んでいない現状。

加澤委員Q：ふれあいトーク（議会報告会・意見交換会）をマンネリ化させない方策は何かあるか？

A：テーマによって、こちらから対象者が集まる会場へ赴き意見交換会を実施することで、テーマの詳細化、参加者の維持を図ることができた。

(5) 所感

岩倉市では、議会基本条例を制定した平成23年度から約6年経過し、毎年検証を行いながら議会改革を進めているとのことで、まず第一に継続して議会改革を進めることの重要性を認識しました。佐藤三沢市議会アドバイザーからもしたふり議会（議会基本条例策定後何もしない）にならないために検証が大事だとアドバイスもあるように、時代の流れや気づかないところに検討すべき課題が見えてくるものなのだと感じました。

また、議会報告会・意見交換会について、ターゲットを絞った意見交換会をすることによってそのテーマについて深く対話を行うことができ、政策提言へ繋がると考えられました。

当市においても、議会基本条例策定前に市民との意見交換会を行うため、現在市民が議会に対してどのように感じているのか、しっかり聞き条例制定に向け歩みを進めていきたいと思います。

視察概要－2【岐阜県可児市】

- 1 日 時：平成29年11月15日（水）午前14時00分～16時00分
- 2 場 所：可児市役所5階 議会全員協議会室
- 3 対応者：
可児市議会 議長 川上文浩
可児市議会事務局 局長 杉山修
- 4 観察項目：議会基本条例制定までの経緯及び制定後の運用状況について
※石川県珠洲市議会4名と合同観察となりました。
- 5 観察概要：下記のとおり

（1） 観察にあたっての挨拶

可児市議会 議長 川上文浩
三沢市 議会改革特別委員会 委員長 小比類巻 雅彦

（2） 可児市の概要及び議会改革への取組み

可児市は、岐阜県中南部に位置し、名古屋市及び県庁所在地の岐阜市から30km圏内にあり、北部はおおむね平坦で、南部は県下最大級の工業団地、住宅団地やゴルフ場が点在する丘陵地となっています。また、市の北端部には日本ラインとして名高い木曽川、中央部には東西に流れる可児川があり、豊かな自然環境に抱かれています。

人口：101,543人（市HP掲載H29.10.1現在）

面積：87.57平方キロメートル

可児市議会は、平成25年4月1日に議会基本条例を施行しました。

主な議会改革への取組みとして、議員定数や報酬、常任委員会のあり方を検討するプロジェクトチームでの調査や報告書の作成、4年間の任期における議会運営の方針を定め、議員改選による議会活動の停滞を招かないような議会運営サイクルの確立、またFacebookやYouTubeなどのICTを活用した取り組みなどを行っています。

(3) 観察項目について

今回の観察項目について、川上議長より可児市議会の議会改革の取り組みについて説明をいただきました。

可児市議会では、今後の人口減少社会に向けて、議会と市長との二元代表制、市長の市政執行に対し議会が監視と評価、そして提言を行うことにより可児市の舵取りを決めていくとのことでした。主な具体的な取り組みとしては、一般質問等における一問一答方式、反問権、議場モニターの活用や、議員の資質向上のため大学のゼミへ参加し専門的知見を深める、また、正副議長の立候補制の導入等を行っているとのことです。

また、議員の任期4年をひとつのサイクルとして、議長マニフェストに基づき毎年議会活動をチェックし課題を次年度に引き継いでいく「議会運営サイクル」、執行部の重点事業シートに基づき、議長と監査委員を除いた議員全員で予算・決算を審査していく「予算決算審査サイクル」、市民からの意見を集約しそれぞれの所管事務調査や一般質問での政策提言を行う「政策サイクル」、そして高校生議会やママさん議会、模擬投票などの「若い世代との交流サイクル」の4つのサイクルを上手に機能させて可児市議会を動かしているとのことでした。

特に一般質問からの委員会所管事務調査や委員会代表質問、キャリア教育の事例では、市民からの意見提言をもとに委員会所管事務調査を行い行政主導の建設計画に対し一石を投じたり、議会を通じてふるさとに対する愛着や当事者意識を持つもらうため高校生議会や商工会や金融協会などの各分野と高校生との懇談会、そして模擬選挙を行うことにより、地域のことは地域で考えれるような仕組みづくりがなされているとのことでした。

(4) 視察時の各委員からの質疑（抜粋）

瀬崎委員Q：「若い世代の交流サイクル」をやるに至った経緯は？

A：議会基本条例の「市民」の定義があり、20歳以下の子供たちの意見を聞いていないのではとの考え方から。3年前くらいから。

山本委員Q：通年議会は導入しているか？

A：可児市では導入していない。議員派遣や専決処分に関するメリット・デメリットがあると思うがそれぞれの自治体に沿った手法で行った方がよいと思う。

(5) 所感

可児市では、平成25年度に議会基本条例を制定していますが、条例制定以前から大学との連携や議論を深めるための取り組み、そして議会改革のためのアンケートを行いその結果を真摯に受け止め議会として改革に臨んでおり、4つのサイクルに基づいた各議会活動をしっかりと行っているところで、まずは議会改革、ひいては可児市政に対する議会の姿勢の実直さが感じられました。

また、今回の視察においては議長が1人ですべての説明を行っており、議会のリーダーとしての意識がとても感じられました。もちろん議会は1人では動かせないため、周りの議員の協力も得ながら様々な活動を行っているとは思いますが、常任委員会の所管事務調査から市政に対しての提言、キャリア教育など、地域のことは地域で考えれる仕組みづくりの必要性が議長の説明のなかから感じとれました。

地方分権の中でいかに三沢市を推進していくべきなのか、市とともに議会も一丸となって考えなければならない時代であり、基本条例を策定した後からが真のスタートなのではと思いました。

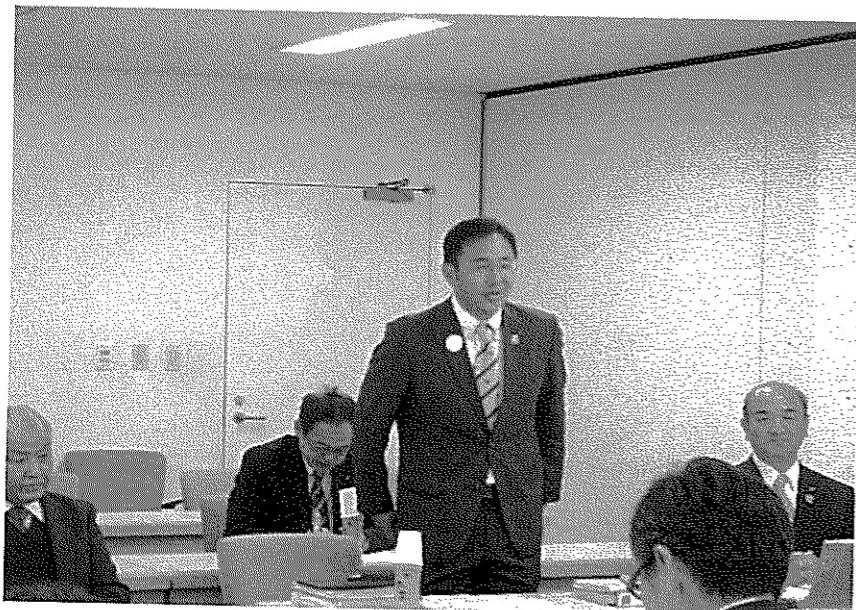
以上

〔議会改革特別委員会行政視察（愛知県岩倉市）写真P 1〕



岩倉市

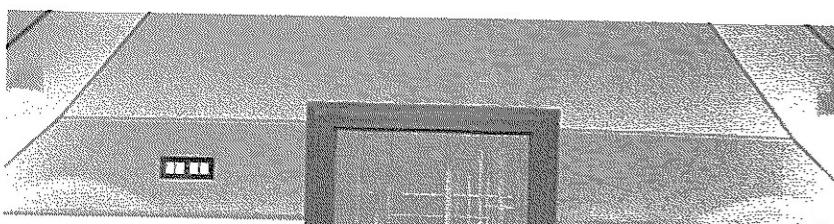
視察時全景



岩倉市

視察時

副議長あいさつ



岩倉市

議場での

委員会写真



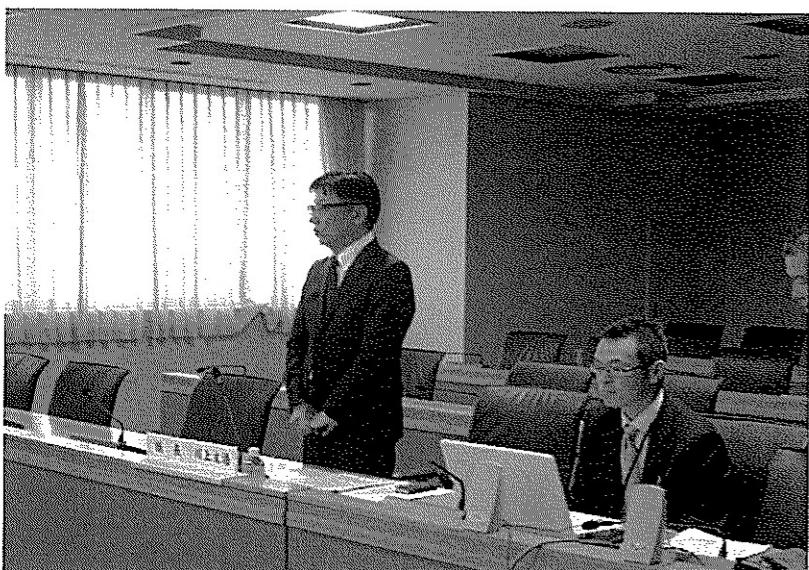
[議会改革特別委員会行政視察（岐阜県可児市）写真P 2]



可児市

視察時

委員長あいさつ



可児市

視察時

議長あいさつ



可児市

議場での

委員会写真